

静岡市地域福祉共生センター条例の制定について

静岡市地域福祉共生センター条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域福祉共生センター条例

(設置)

第1条 静岡市は、地域福祉に関する活動を振興するとともに多世代にわたる多様な市民の地域交流の促進を図り、もって誰もが互いに支え合うことのできる共生の地域づくりを推進するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市地域福祉共生センター	静岡市駿河区南八幡町3番1号

(事業)

第2条 静岡市地域福祉共生センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の実情に応じた社会福祉に関する活動及び多世代にわたる多様な市民の地域交流に関する活動を行うための研修会等の企画運営に関すること。
- (2) 地域住民の社会福祉に関する活動及び多世代にわたる多様な市民の地域交流に関する活動への理解と関心を高めるための啓発に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動及び多世代にわたる多様な市民の地域交流に関する活動に係る調査に関すること。
- (4) 社会福祉及び多世代にわたる多様な市民の地域交流に係る相談及び助言に関すること。
- (5) 社会福祉及び多世代にわたる多様な市民の地域交流に係る情報提供に関すること。
- (6) 社会福祉に関する活動及び多世代にわたる多様な市民の地域交流に関する活動のための施設の提供に関すること。
- (7) 関係機関との調整による多世代にわたる多様な市民の地域交流に関する活動の支援に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎月の第2月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第5条 センターの会議室(以下「会議室」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 会議室の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第7条 第5条第1項の規定による許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その

全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 規則で定める期限までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会議室の管理上特に必要があると認めるとき。

(利用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第12条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第7条関係）

時間区分	午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	ら正午まで	ら午後 5 時 まで	ら午後 9 時 まで	ら午後 5 時 まで	ら午後 9 時 まで	ら午後 9 時 まで
会議室	2,560円	3,420円	2,560円	6,840円	6,840円	10,270円